

Topics | トピックス

- ◆ 第5回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改定する省令が施行
- ◆ 出生率は低下、死亡数は増加～2022年人口動態統計月報年計（概数）の概況
- ◆ 2022年度の国民年金第1号被保険者の最終納付率が80%超を達成
- ◆ 2023年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.6%

◆第5回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、6月30日に第5回年金部会を開催した。部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授。議事は、(1) 公的年金制度における次世代育成支援の取組について、(2) 障害年金制度について。

(1) 公的年金制度における次世代育成支援の取組について

これまでの主な取組

- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除
- 厚生年金保険法における次世代育成支援の取組
 - ・産前産後休業及び育児休業等期間中の保険料免除
 - ・産前産後休業及び育児休業等を終了した際の標準報酬月額の特例
 - ・3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置

【これまでの年金部会における主な意見】

- ・年金制度の議論は人口推計に連動して行うため、少子化の傾向が今後どう続いていくのかは極めて重要。
- ・出生率の見直し受け身で考えるのではなく、制度改正で若い世代の出生希望をかなえることで、どれだけ年金給付を充実させられるのかについても検討してはどうか。
- ・その際、産前・産後の国民年金の保険料免除期間につき、現在の4か月から更に延長することを検討してはどうか。
- ・フランスのように子供の人数に応じて年金受給額を増加させたり、ドイツのように一定以下の年齢の子供を育てている間は保険料を支払ったとみなすような制度設計を行っている国もあり、子供を育てることも年金制度の貢献とみなして給付に反映させるという考え方を検討してはどうか。
- ・シングルマザーなど、労働時間の制約を現に受けている人について、配偶者が厚生年金に加入しているかどうかを問わず、保険料の支払いを免除する形で一定の再分配の対象に加えることが適当ではないか。

など

【育児期間の国民年金保険料免除を創設する際の主な論点】

① 対象者

保険料免除の対象となる「子を養育する親」の範囲をどのように定めるか。

- ・免除の要件として、厚生年金保険と同様に休業していることを求めるか、子を養育する事実のみを求めるか。
- ・親が第1号被保険者同士の場合、両親ともに免除を認めるか。

② 対象期間

保険料免除の対象となる育児期間をどのように定めるか。

③ 給付への反映

免除期間に対応する基礎年金給付の水準をどのように設定するか。

(2) 障害年金制度について

障害年金の目的

- 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付である。
- 通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としている。

【これまでの年金部会における主な意見】

- ・厚生年金保険料を一定期間納めていた人について、保険事故の発生が厚生年金の被保険者期間中に存在しなくても、退職後それほど期間が経過していなければ、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地があるのではないか。
- ・障害基礎年金か障害厚生年金のどちらを適用されるかは、障害の原因となった病気やけがの初診日に国民年金か厚生年金のいずれの被保険者であったかだけで決まり、それが生涯続くことによる弊害が出ている。例えば、けがで障害を負った後、退職してから障害年金を申請する場合や、学生であるなど就労していない場合には、どれだけ長く働いていても、また、障害になった後に就労しても、障害基礎年金のみを受給することとなる。
- ・初診日の要件のほかにも、障害年金の目的をどう捉えるのかに加えて、医学モデルによるのか、社会モデルによるのかも含めて、障害年金の目的と認定基準との関係について議論する必要がある。
- ・障害年金については、支給要件をどうするのか、給付水準が妥当なのかどうかといった論点がある。また、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中（表1）、それに合わせて制度を見直す必要があるのか否かについても検討の余地がある。
- ・いわゆる直近1年要件については、過去、10年間の延長が繰り返されてきたが、そろそろ役割は終えているのではないか。
- ・障害年金の見直しに向けた検討の進め方として、年金部会の下に少人数の委員会を設け、そこで議論した結果を基に年金部会で議論を進めてはどうか。

など

<表1> 2021年度 診断書種類別支給件数

*上段は件数(件)、下段は同一決定区分内での構成比(%)

診断書種類	新規裁定		
	障害基礎・厚生合計	障害基礎	障害厚生
精神障害・知的障害	81,900 66.1%	61,200 79.4%	20,700 44.2%
内部障害	15,828 12.8%	4,588 5.9%	11,240 24.0%
呼吸器疾患	667 0.5%	177 0.2%	490 1.0%
循環器疾患	3,548 2.9%	395 0.5%	3,153 6.7%
腎疾患・肝疾患・糖尿病	7,380 6.0%	3,034 3.9%	4,346 9.3%
血液・造血器・その他	4,233 3.4%	982 1.3%	3,251 6.9%
外部障害	26,173 21.1%	11,325 14.7%	14,848 31.7%
眼	2,527 2.0%	1,296 1.7%	1,231 2.6%
聴覚等	2,855 2.3%	1,324 1.7%	1,531 3.3%
肢体	20,791 16.8%	8,705 11.3%	12,086 25.8%
合 計	123,901 100.0%	77,113 100.0%	46,788 100.0%

※「聴覚等」は、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・音声又は言語機能。

※1人の受給権者が複数枚の診断書を用いている場合は、診断書ごとに件数を計上しているため、合計数は実際の決定件数の合計と一致しない。

※再認定の決定件数は、2020年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応(1年延長)により大幅に増加していることから、参考数値として掲載している。

■百瀬優委員(流通経済大学経済学部教授)のレポート

資料:「障害年金制度の見直しに係る課題と論点」

百瀬優委員から、障害年金生の見直しの課題と論点について見解が示された。

① 初診日の認定について

<課題>

- ① (実務上の課題) 初診日が何年も前にあることが増加し、その証明が難しいケースがある。
- ② (制度上の課題) 下記のように、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースがある。
 - ・発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケース
 - ・長期間にわたって厚生年金保険料を納付していたが、発病日も初診日も退職後(被保険者資格喪失後)になったケース
 - ・厚生年金保険の被保険者であった者が、一時的な離職期間中や転職活動期間中などに傷病を負い、初診日がそれらの期間中になったケース

・厚生年金保険の被保険者期間中に障害等級に該当するに至ったが、その障害の原因となった傷病の初診日が就職前（被保険者資格取得前）に求められるケース

- ③ 現行制度では、初診日の僅かな違いによって、受給できる障害年金に差が生じることがある。
- ④ 遺族厚生年金では、死亡時点で厚生年金保険の被保険者でなくても、長期要件を満たせば、一定範囲の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、障害年金は、保険事故の発生時点で厚生年金保険の被保険者でなければ障害厚生年金は支給されない。納付実績を評価して、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もある。

<論点>

- ・保険事故の発生時点を初診日とすることを維持するのであれば、見直しに係る論点として以下の2つが挙げられる。これらのいずれかまたは両方の見直しによって、課題で挙げた①～③については、障害厚生年金の給付対象とすることができる。
- (1) 障害厚生年金において延長保護※を認める余地があるかどうか。
※延長保護＝被保険者資格喪失後の一定期間内であれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする。
- (2) 障害厚生年金において長期要件※を認める余地があるかどうか。
※長期要件＝厚生年金保険料の納付済期間が一定以上（遺族厚生年金の場合、老齢年金の受給資格期間である25年（300月）以上）あれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする。
- ・延長保護や長期要件は、保険加入中に発生した保険事故に給付を行うという社会保険の原則を逸脱している。
- ・長期要件は遺族厚生年金の性格や役割と強く結びついたものであり、障害厚生年金では長期要件を認めるべきではないのではないという意見も考えられる。

② 障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い

<課題>

- ・2級以上の障害年金の受給者は国民年金保険料が法定免除となる。65歳以降も障害基礎年金を受給できる場合は、問題とはならないが、近年は有期認定で障害年金を受給する者が少なくなく、障害の状態が65歳前に軽減し、障害基礎年金の支給が停止されれば、65歳以降は減額された老齢基礎年金を受給することになる。
- ・老齢基礎年金の減額を避けるためには、法定免除が受けられる場合でも、それを選択せずに保険料を自ら納付する必要があるが、保険料を納付したとしても、障害の状態が軽減せずに老後も障害基礎年金を受給できることになれば、納付した保険料はどこにも反映されない。
- ・障害基礎年金の支給が停止された段階で追納するという選択肢もあるが、その場合は、最大10年分の保険料を追納する必要がある。

<論点>

障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにすべきか。

③ 直近1年要件

<課題>

- ・保険料納付要件の特例措置※によって、障害年金の受給に繋がっているケースがある。
※2026年4月1日前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものと扱われる。

<論点>

直近1年要件について、次回の改正でもこれまで同様に10年間の延長をすべきか。

4 障害基礎年金2級の年金額

<課題>

- ・年金額の水準を老齢年金と比較した場合、障害年金では、①受給者の基礎的な消費支出が高くなる可能性がある、②受給者の多くが基礎年金部分しか受給していない、③受給者が公的年金以外の資産形成を受給前に行うことが難しい、④私的年金で公的年金の縮小を補うことが難しい、⑤受給開始年齢の繰下げの選択といった形で年金額を引き上げることができないという特徴がある。
- ・そのため、障害基礎年金の年金額を老齢基礎年金と切り離して考えるべきという主張もあり得るが、同一の年金制度で運営されている以上、両者のバランスを考慮すべきという主張もある。両者のバランスを崩さずに、障害基礎年金の年金額を向上させる方法として、基礎年金拠出期間の45年化を満額の変更とする案が挙げられる。

<論点>

障害基礎年金2級の年金額を引き上げる方法として、基礎年金拠出期間の45年化による満額の変更が妥当かどうか。

5 障害年金と就労収入の調整（国民年金法第三十条の四以外のケース）

<課題>

- ・原則として、就労をして収入を得たとしても、それをもって障害年金が直ちに支給停止になったり、年金額が減額されたりすることはない（国民年金法第三十条の四に基づく障害基礎年金を除く）。
- ・精神障害で有期認定の場合、更新時の就労状況によっては、障害等級の変更が行われる可能性がある。その結果として、年金額の減額や年金支給の打ち切りが行われることがあり、有期認定の受給者の就労の開始や就労時間の増加を躊躇させる要因になる。

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかつた者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

<論点>

障害年金と就労収入の関係をどう考えるか。

6 事後重症の場合の支給開始時期

<課題>

- ・事後重症の場合は、障害の状態が悪化して障害等級に該当するに至った日の翌月ではなく、請求日の翌月から障害年金が支給されるが、請求が遅れた場合に不利益が生じる。

<論点>

事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうか。

■福島豪委員（関西大学法学部 法学政治学科教授）のレポート

資料：「障害年金の制度改革に向けた中長期的課題」

福島豪委員からは、障害年金の障害等級及び給付水準について、その趣旨、制度設計、稼得能力の制限との関係を踏まえて、制度改革に向けた中長期的課題が提示された。

<課題>

障害年金の目的を、障害によって所得を稼ぐことができない場合に一定の所得を保障することと明確にする必要がある。その上で、障害年金の保険事故を稼得能力の制限として、その観点から障害等級を見直すとともに、就労インセンティブに配慮しながら就労所得との調整を緩やかに行う必要がある。

具体的には、現行の障害等級表を前提として、障害の種別によっては機能障害の程度を個別的に定めるとともに、機能障害の程度を定めることが難しい障害については、稼得能力の制限度合いを抽象的に、例えば稼得活動の著しい制限と定めて、個別事情を考慮する余地を認めることが考えられる。

今後の障害年金の方向性については、精神の障害を理由とする障害年金受給者が増えていることを踏まえて、稼得能力が永続的に制限されている場合に限られず、一時的に制限されている場合にも障害年金が支給される可能性を正面から認めるとともに、就労支援との連携を図ることが必要である。そうすることで障害年金は、労働市場への参加を支援することが可能になる。

◆特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改定する省令が施行

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改定する省令（令和5年厚生労働省令第82号。以下「改正省令」）が、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号。以下「特障法」）第27条第1項及び第33条の規定に基づき、6月1日付けで公布及び施行された。

【改正省令の趣旨】

特別障害給付金の受給資格者については、現在、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号。以下「特障則」）第7条の規定に基づき、毎年9月30日までに診断書及び所得状況届を添付した現況届の提出を求めている。

これについて、利用者の負担軽減・利便性向上及び事務処理の効率化の観点から、原則として住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基システム」）を活用することにより、受給資格者の本人確認情報の確認を行い、住基システムで本人確認情報を確認できない場合に限り、現況届の提出等を求めることとするよう改正を行う。

【改正省令の概要】

厚生労働大臣が住基システムから受給資格者の本人確認情報を取得することができる旨を規定し、住基システムで本人確認情報を確認できる場合は、現況届、氏名変更、住所変更の届出の提出は不要となる。

あわせて、物価変動率等に基づく老齢基礎年金等の額の改定に基づき公的年金給付の額が変更になった際の届出の提出が不要となる。

【改正省令の施行期日】

公布の日から施行する。

◆出生率は低下、死亡数は増加

～「2022年人口動態統計月報年計（概数）の概況」～

厚生労働省は6月2日、「2022年人口動態統計月報年計（概数）の概況」を公表した。これによると、2022年の出生数は77万747人で、前年の81万1,622人より4万875人減少し過去最少となった。出生率（人口千対）は6.3で、前年の6.6より低下した。合計特殊出生率は1.26で、前年の1.30より低下した。

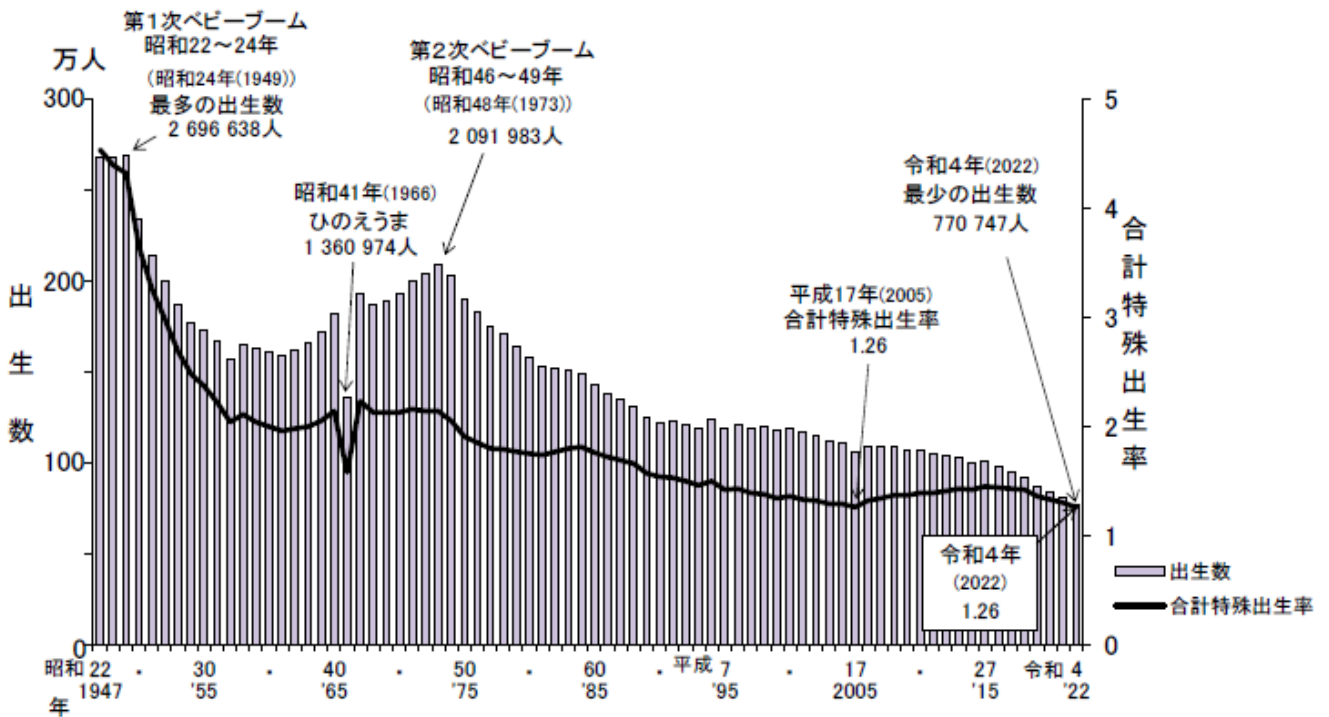
出生数の年次推移をみると、1949（昭和24）年の269万6,638人をピークに、1975（昭和50）年以降は減少と増加を繰り返しながら減少傾向が続いており、2015（平成27）年は5年ぶりに増加したが、2016（平成28年）から再び減少している（図1）。

一方、死亡数は156万8,961人で、前年の143万9,856人より12万9,105人増加した（図2）。

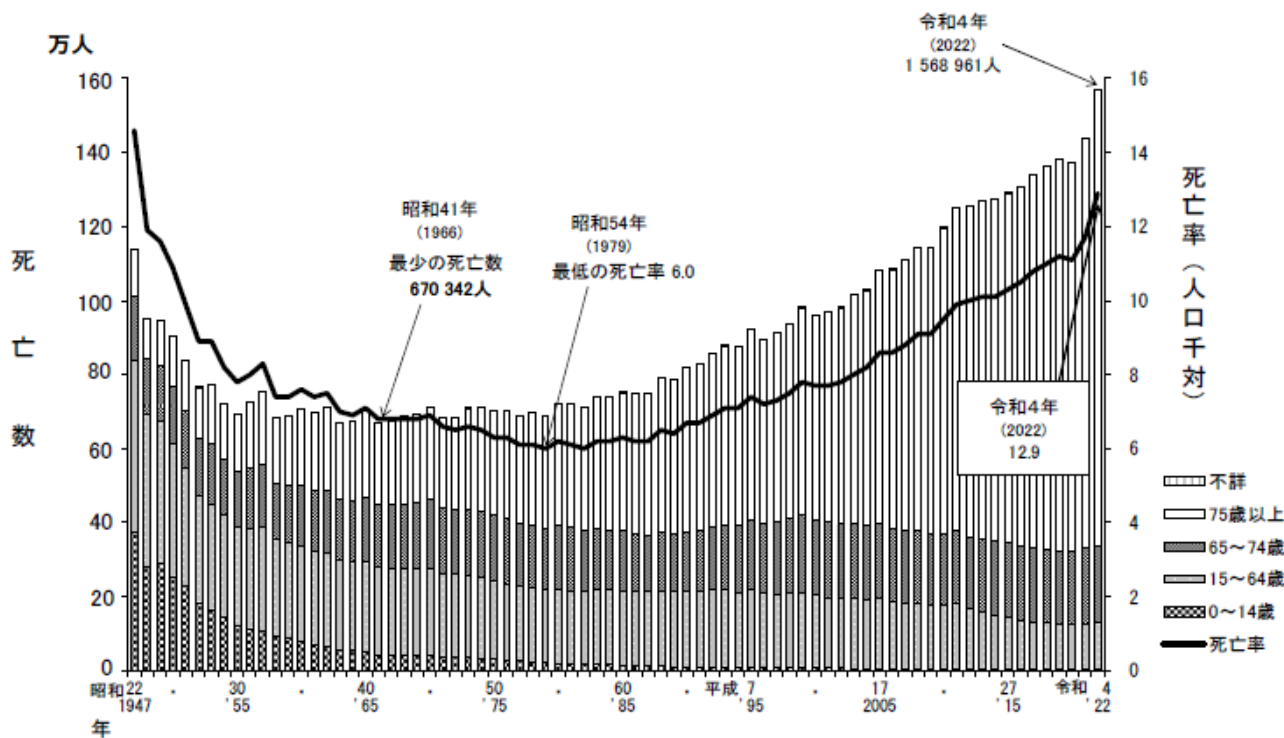
死亡率（人口千対）は12.9で、前年の11.7より上昇した。死因順位の第1位は悪性新生物＜腫瘍＞で、全死亡者の24.6%を占めている。第2位は心疾患（高血圧性を除く）で14.8%、第3位は老衰で11.4%となっている。

出生数と死亡数の差である自然増減数は△79万8,214人で、前年の△62万8,234人より16万9,980人減少した。また、自然増減率（人口千対）は△6.5で、前年の△5.1より低下した。自然増加数・率ともに16年連続の減少・低下となっている。

＜図1＞ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



<図2> 死亡数及び死亡率（人口千対）の年次推移



◆ 2022年度の国民年金第1号被保険者の最終納付率が80%超を達成

厚生労働省は、6月26日に「2022（令和4）年度の国民年金の加入・保険料納付状況」を公表した。これによると、国民年金第1号被保険者の2022年度の保険料最終納付率（2020年度分保険料）は80.7%であった。前年度から2.7ポイント増加し、2012年度の最終納付率（2010年度分保険料）64.5%から16.2ポイント増加し、10年連続の上昇となった（図3）。2022年度の国民年金第1号被保険者は前年度の1,431万人からの1,405万人と減少するなか、現年度分の納付月数は7,183万か月と2021年度より約55万か月増加した。

全額免除・猶予者は606万人と2021年度より約6万人減少した。2022年度末の未納者^{※1}は89万人で、前年度より17万人の減少となった。国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体の未納者は約1%となっている。

2010年1月に発足した日本年金機構では、当初60%台であった最終納付率について、80%到達を2022年度の最重点取組と位置づけ、以下の取組を実施した結果、初めて80%台を達成した。

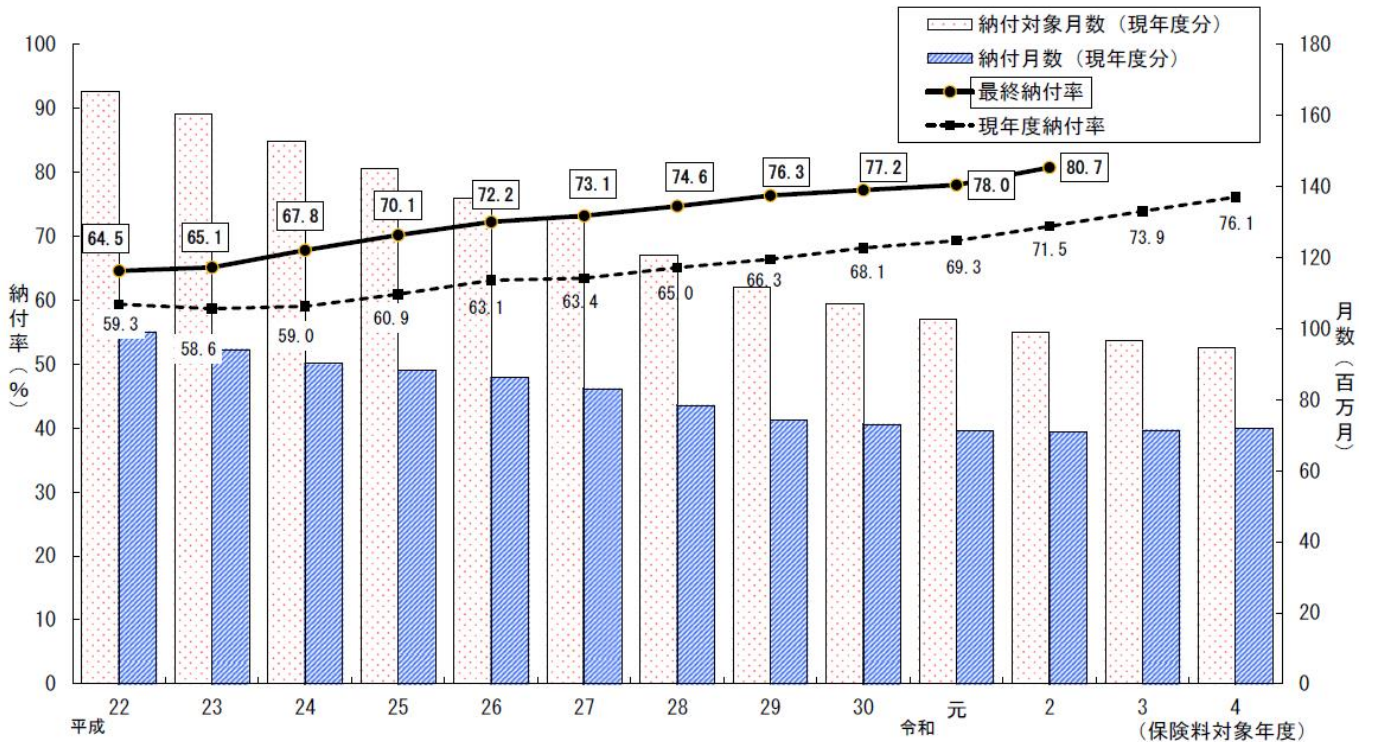
●2022年度の主な取組

- ・本部に専門チームを設置し、年金事務所の進捗管理の徹底や年金事務所への個別指導の実施
- ・口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・納付督促や免除等勸奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{※2}や未納者数が多い20か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

※1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（2021年4月～2023年3月）の保険料が未納となっている人。

※2 「沖縄プロジェクト」とは沖縄県の国民年金に関する意識の向上を目的とした取組みで、最終納付率（2020年度分保険料）は76.3%となり、日本年金機構が発足した当初の最終納付率（2010年度分保険料）の44.4%から31.9ポイント増加した。

<図3> 国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移 (日本年金機構発足後)



◆ 2023年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.6%

厚生労働省は6月30日、2023年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年4月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.3ポイント増の78.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は804万月で、納付月数は632万月。

【2021年4月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.6ポイント増の81.6%であった。納付対象月数は775万月で、納付月数は633万月。

【2022年4月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は79.8%であった。納付対象月数は778万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は89.2%となっている。